

(1) 施策の基本方針

○ こども・青少年政策課

少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障分野における現役世代の負担の増加など経済面に大きな影響を与えるとともに、子ども同士の交流機会の減少などにより、子どもの健全な成長に影響を与えるほか、過疎化や高齢化の進行と相まって、地域社会の活動を支える人材が減少し、地域活力の低下を招くなど、社会面にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

少子化の主な原因には、未婚化・晩婚化の進行等が挙げられるが、これに加え、個人の価値観やライフスタイル等の変化、子育てに関する不安や負担感、仕事と子育ての両立の負担感など様々な要因が絡み合っている。また、東日本大震災の発生により本県の子どもを取り巻く環境が大きく変化し、現在も多くの子育て世帯が県内外への避難を余儀なくされているなど、様々な課題が生じている。

このため、令和2年3月に策定したふくしま新生子ども夢プランに基づき、少子化対策や復興に向けた子育て・子育て施策の総合的な推進を図るため、知事を本部長とした子育て支援推進本部により、部局横断的な施策構築のための取組を進める。

1 少子化対策の推進

ふくしま結婚・子育て応援センターにおいて、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージ毎の相談相手である世話やき人の養成や、ふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」やオンライン婚活サイト「仕合わせ福島」による出会いの機会を提供するとともに、男性が子育てに参加する機運の醸成を図るための取組等を行い、結婚から子育てまで切れ目なく支援することにより、結婚を望む人が結婚でき、安心して子育てできる環境づくりを推進する。

2 子育て・子育て環境づくりの推進

- (1) 「社会全体での子育て・子育ての支援」の理念の下、子育てしやすい県づくりの機運の醸成を図るため、「子育て支援を進める県民運動」の一環として、「子育ての日」、「子育て週間」を、国の「家族の日」、「家族の週間」（11月第3日曜日とその前後1週間。）に合わせて設定するほか、11月19日を「いい育児の日」として、集中的に広報・啓発等を行う。
- (2) 東日本大震災やそれに伴う原子力災害からの避難生活により、地域の人と人との絆の重要性が認識され、地域のコミュニティの再生が求められている中、県内各地において、知恵と経験のある方と、次世代を担う子どもとその親が、互いに交流する取組である「地域の寺子屋」を推進する。
- (3) 原発事故による放射性物質への不安は、いまだに解消されていないことから、子育て世帯のストレス軽減や子どもの体力向上を図るため、屋内遊び場への遊具等の設置及びその運営を支援するとともに、屋外での遊びを通して心身の豊かな発達を促す事業を行う。
- (4) 子どもたちが夢や希望を持って成長することをサポートするため、子ども及び子育て家庭を支援する市町村や民間団体の取組に対する助成を行う。
- (5) 児童の権利条約や児童福祉法の基本理念を普及させるため、5月を「児童福祉月間」と定め、各種啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら、地域全体で子育てしやすい機運の醸成を図る。
- (6) 児童福祉施設等の給食食材に対する保護者等の不安を軽減し、給食に関してより一層の安全・

安心を確保するため、児童福祉施設等の給食の検査体制の整備を図る。

- (7) 市町村が実施する被災地の子どもの運動機会の確保を目的とした子育てイベントの開催や、被災児童等の心身の健康に関する相談・援助等を行う事業を支援する。

3 子どもの未来が貧困に妨げられないための支援

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子育て支援、援助を必要とする子どもや家庭への支援、子育てを支える社会環境づくりに関する様々な施策に加え、様々な支援の情報を子どもや家庭に届ける取組などにより、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、県の子どもの貧困対策計画である「ふくしま新生子ども夢プラン」に基づき、関係部局・機関と連携しながら、子どもの未来が貧困に妨げられないための支援を推進する。

4 青少年の健全育成の推進

- (1) 青少年健全育成審議会において、青少年の健全な育成について調査審議するとともに、青少年の健全育成にとって有益な書籍等の推奨や有害図書類の指定を行う。
- (2) 青少年健全育成条例の適正な運用を図るため、有害図書類の購入、有害環境の実態調査及び関係業界に対する指導を行う。
また、青少年健全育成条例に基づき、青少年又は青少年団体等の活動が他の模範であるものを表彰し、青少年健全育成の意識の高揚を図る。
- (3) 青少年の健全育成や非行防止について、青少年を社会全体で育む機運を醸成するため、7～8月に青少年健全育成県民総ぐるみ運動を展開する。
- (4) インターネット上の有害情報やコミュニティサイトに起因する犯罪被害から子どもを守るため、子どものメディアリテラシー育成及びフィルタリング利用の啓発活動を推進する。
- (5) 子どもとの交流イベントに関して、学生が企画・運営して積極的に参画することを通して、青少年の異世代の交流と社会参画意識の向上を図る。
- (6) 福島県ひきこもり相談支援センターを設置して相談に応じるとともに、市町村等の相談窓口に対する専門的な支援や地域の実情把握等を行う。また、ひきこもり状態の方の家族に対しても、各保健福祉事務所において、家族教室を開催するなど、専門の相談支援体制を整備する。
- (7) 福島県再犯防止推進計画に基づき、再犯防止推進のための施策に取り組む。

5 青少年団体等の育成指導

- (1) 青少年の健全な育成を図る県民運動の推進母体である福島県青少年育成県民会議の円滑な運営を図るため、事業費の一部を補助する。
- (2) 福島県青少年会館の円滑な運営を図るため、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構に対し、運営費の一部を補助する。

○ 子育て支援課

安心して子育てができる環境を整備するため、子育て支援施策とこれに伴う施設整備や保育人材の確保・定着に関する対策に取り組むとともに、母子保健対策を推進していく。

1 子育て支援施策の推進

- (1) 保育の実施主体である市町村が行う施設型給付事業や地域型保育事業に係る教育・保育の提供、幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費の給付に対して支援を行う。
- (2) 市町村が地域の実情に応じて実施する延長保育事業や放課後児童健全育成事業等の地域の子育て支援の取組を支援するとともに、病児保育事業の広域的な利用促進に取り組む。
- (3) 保育士等を対象とした事故予防のための研修を実施するとともに、職員が保育所等を巡回し、事故防止策について助言を行う。
- (4) 保育の質の確保・向上のため、セミナーの開催や専門家による巡回指導等、必要な施策を総合的に実施する。

2 教育・保育施設等の整備支援

市町村が行う民間の教育・保育施設や放課後児童クラブの整備に対して支援を行う。

3 保育人材の確保・定着

- (1) 保育人材の確保、定着のため、指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関などと相互に連携しながら保育人材の総合的な対策を行う。
- (2) 保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付や未就業の保育士に対する再就職支援等を行う。
- (3) 子育て支援員、放課後児童支援員の育成のための研修や保育士等のキャリアアップを図るための研修を実施する。

4 母子保健施策の推進

- (1) 市町村における母子保健施策の推進を図るため、市町村母子保健担当者のスキル向上を目的とした研修等を実施する。
- (2) 各市町村の子育て世代包括支援センターが中心となって、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が提供できるよう、支援が必要な家庭の早期把握・早期支援を行うための事業を実施する。
- (3) 県立医科大学における不妊治療体制の充実や相談支援体制の整備、特定不妊治療等への支援を行う。
- (4) 小児慢性特定疾病や先天性代謝異常等の児童に対する支援を行う。

5 新型コロナウイルス感染症への対応

- (1) 保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等において継続的に子育て支援サービスが提供できるよう感染症対策事業を支援する。
- (2) 感染拡大により不安が高まっている妊産婦に対してPCR検査を行うなど妊産婦に寄り添った支援を行う。

○ 児童家庭課

児童福祉の理念である、全ての児童が、心身ともに健やかに育成される環境づくりを推進するため、

経済的・社会的・精神的に自立が困難な立場にある児童、障がいのある児童及び女性並びにひとり親家庭等の福祉の向上と自立促進のための施策を推進する。

また、東日本大震災とそれに続く原子力発電所事故の影響などにより多くの子どもたちが地元を離れ、県内外に避難を続ける状況の中で、ふくしまの地で次の世代を育成できるように、子どもたちやその親たちの様々な心身の健康不安を取り除くよう努めるとともに、ふくしまで安心して子育てできる環境整備に取り組んでいく。

1 児童相談体制の充実

- (1) 住民に身近で、迅速な対応ができるよう、県内4か所の児童相談所において児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、虐待通告や電話相談に24時間対応し、家庭や地域における児童養育を支援する。

また、複雑・困難化する相談に対応するため、児童相談所に精神科医、法医学専門医、弁護士、社会福祉学等の専門家を配置し、児童相談機能の充実を図る。

さらに、子どもやその家族等からの相談・支援を行う子ども家庭総合支援拠点を設置する市町村が研修や専門家の助言を受けるために要する経費等や、地域の専門的な相談・支援機関である児童家庭支援センターを設置する民間団体の運営費を補助するとともに、子どもが自身の権利や虐待から身を守る方法を学ぶ機会を確保することで、身近な地域で子どもと家庭を支える体制の強化、地域の実情に応じたネットワークの形成、連携強化等を図る。

- (2) 児童虐待への迅速かつ適切な対応を図るため、市町村等関係機関・団体との適切な連携の下で、地域の児童見守り力の強化を図るとともに、児童相談所に警察官OBを児童虐待対応相談員として配置する他、警察官等の派遣を受けるなど、児童虐待対応の体制及び警察との連携を強化する。

また、市町村の虐待対応強化のための支援を行うとともに、児童相談所職員の専門性の向上を図るための研修や関係機関等に対する児童虐待防止に関する研修、広報啓発により児童虐待の早期発見、早期対応を図る。

さらに、児童虐待の再発防止のため、児童虐待事例の検証に必要な調査を行う調査委員会を設置する。

- (3) 児童、妊産婦等の相談に応じる児童委員に対し、報償費を支払うとともに、主任児童委員に対し、専門的知識・技術の習得を目的とした研修を行う。
- (4) 「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、震災による県内外への避難者を含め様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している大人を専門職がアウトリーチ等により支援するとともに、現状やこれまでの支援を調査研究により取りまとめ効果的な支援を図る。
- (5) 県中児童相談所において、相談判定機能を担う事務所と一時保護機能を担う一時保護所を一体的に整備することにより、迅速かつ適切な情報の収集・共有を図るとともに、児童の保護に適切な環境を確保する。また、子どもと家庭の問題に対応する専門機関として必要な設備を備え、地域の中核的な役割を果たす施設を整備する。

2 要保護児童等対策の強化

- (1) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設等の児童福祉施設の適切な運営により入所児童等の処遇の向上を図る。

また、児童養護施設等を退所する児童に対して、就職に必要な自動車運転免許の取得費用の一

部助成、家賃や生活費等について一定の条件を満たすと返済免除される貸付事業、大学等へ進学する際に必要な生活費用としての給付金の支給や、退所後の相談・支援を行い、退所児童の自立を支援する。

加えて、医療と連携した新たな乳児院の整備に向けた検討を行う。

(2) 社会的養護の受け皿のひとつである里親制度について、里親研修の充実を図り、要保護児童の里親家庭における質の高い養育を支援する。

(3) 児童相談所に里親コーディネーターを配置し、新規里親開拓のための啓発等を行い、関係機関との連携・調整を図りながら、里親委託を推進する。

また、委託後の養育相談や定期的な訪問指導等を行い、子どもの養育支援を行う。

(4) 児童福祉施設や里親等における被措置児童等虐待の防止や早期発見、早期対応を図る。

また、児童養護施設等の職員の研修費の補助等を行い、人材育成を支援する。

3 女性福祉の向上

配偶者や恋人・パートナーなど、親密な関係にある者からの暴力、男女間のトラブルや離婚その他の問題を抱える女性について、女性のための相談支援センターをはじめとする「配偶者暴力相談支援センター」において、関係機関との連携の下、適時適切な保護や支援を行う。

4 ひとり親家庭等の福祉の向上

(1) 複雑・多様化する相談需要に対応するため、関係機関との連携の下、母子・父子自立支援員等の資質の向上と相談指導の充実を図る。

また、県中、県南、会津保健福祉事務所に「ひとり親家庭就業支援専門員」を配置し、相談支援体制の強化を図るとともに、母子・父子自立支援員と連携して、総合的・包括的な相談体制の充実を図る。

(2) ひとり親家庭の自立促進を図るため、福島県母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業相談、求人情報の提供、職業紹介、就職後の様々な悩みに対するカウンセリング等を行うとともに、自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭の個々の状況やニーズに応じて計画的、効果的な支援を行う。

また、就職に有利な資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金の支給や看護師、介護福祉士等の養成機関における修学期間のうち、一定期間について給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業を行うとともに、一定の条件を満たすと返済免除となる高等職業訓練促進資金（入学準備金、就職準備金）の貸付けを行う。

さらに、高卒認定試験に合格するための講座の受講費用の助成を行う。

(3) ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、ひとり親家庭医療費助成事業等の支援を行う。

(4) ひとり親家庭の親等に対して、生活一般の相談支援や食育、家計管理等の講習会の開催及び交流会、情報交換を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

また、ひとり親家庭の子どもに対する居場所づくりとして、悩み相談や基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を行う市町村に対して経費の一部を補助することにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

5 児童扶養手当制度の適正な運営

ひとり親家庭の経済的支援のため、児童扶養手当法の規定に基づき、児童扶養手当に係る認定・支給を行うとともに制度の広報活動の強化、返納金債権の徴収強化及び市町村指導監査の実施により、適正な制度運営を行う。

また、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」の対象となる受給資格者に対して、関係市町村と連携して適正な認定・支給を行う。

6 子育て世帯の経済的支援及び安心して子育てできる環境づくりの推進

次世代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から支給される児童手当について、適正かつ円滑に支給されるよう市町村を支援する。

また、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が実施する子どもの医療費助成事業を支援する。

7 障がいのある子どもやその家族が安心して暮らすための支援

- (1) 先天性代謝異常症や聴覚障がいなど先天性の疾病等の早期発見、早期療育のための検査体制を整備する。
- (2) 障がい児や小児慢性疾患を患う子どもなどが必要なサービスを受ける場合の支援や医療費に対する助成などにより、障がい等のある子どもを持つ家庭の負担軽減を図る。
- (3) 地域に必要な障害児通所支援事業所について、新たな事業者の開拓を進める市町村自立支援協議会等の取り組みを支援するほか、事業者に対して情報提供や助言等を行う。
- (4) 障害児通所支援事業所等における支援の質の向上については、自立支援協議会子ども部会等と連携しながら、事業所職員に対する研修会や新規事業所への訪問指導等により適切な療育が提供される環境整備に努める。
- (5) 障がいのある子ども一人一人のニーズに応じて一貫した支援を受けられるように、保育従事者・教員の専門性の向上、個別の教育支援計画の作成・活用など、インクルーシブ教育の推進を図り、共生社会の形成に向けた支援体制の整備に努める。
- (6) 障がい児保育の充実を図るほか、障がい児を受け入れる私立学校や放課後児童クラブなどへの支援を推進する。
- (7) 医療的ケア児とその保護者が、地域で必要な支援が受けられるよう、地域の支援体制について検討するとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターについて、養成研修の実施及び配置促進に努める。
- (8) 軽度、中等度の難聴児の言語習得、教育等における健全な発達支援及びコミュニケーションの向上の推進を図るため、補聴器購入費用及び修理費用の一部を補助する。
- (9) 精神又は身体に障がいを有する児童を監護する父母等に特別児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

8 発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援

- (1) 発達障がいを早期に発見し、早期からの支援を行うため、乳幼児健康診査のスクリーニングや支援者に対する研修の充実強化を図る。
- (2) 発達障がい診療等に関わる地域のかかりつけ医、従事者等に対する研修を実施し、発達障がいに対応する医療機関、従事者の確保に努める。

- (3) 発達障がい地域支援マネージャーを配置し、発達障がい児に対する支援のコーディネートや、市町村・事業所等への助言、指導を行うことにより地域の相談支援体制の充実を図る。
- (4) 発達障がい児への支援にあたっては、発達障害者支援地域協議会等を活用しながら、発達障がい者支援センターを中心に、各関係機関が連携して支援する。

9 障がい児の地域での生活支援

在宅障がい児の日常生活を向上させるため、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用及び修理費用の一部を補助するとともに、障がい児に対する施設福祉サービスの安全確保のため、施設整備に係る費用の一部を支援する。

10 新型コロナウイルス感染症への対応

- (1) 感染症対策を徹底した上で要保護児童の養育を継続するため、児童養護施設等で個室化の整備を図る費用等を補助するとともに、在宅で濃厚接触者として健康観察を要する児童が養護に欠ける場合の保護にかかる体制を整備する。
- (2) 感染症拡大防止のため、対策を徹底しながらサービス提供を継続する障がい福祉サービス事業所等を支援する。

(2) 事業計画

○ こども・青少年政策課担当の事業

1 少子化対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
新 ① 結婚・子育て応援事業	139,848 (国庫 88,305)	1 ふくしまえんむすび事業 49,359千円 結婚から子育てまで切れ目なく支援するため、「ふくしま結婚・子育て応援センター」を中心に、ライフステージ毎に応じた事業を実施する。 2 市町村えんむすび応援事業 12,855千円 国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、市町村が独自に実施する少子化対策を推進する。 3 結婚新生活応援事業 75,450千円 新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する市町村へ補助金を交付する。 4 ふくしまイクメン事業 2,184千円 プレパパ、子育て中の男性を対象としたセミナー、相談会及び意見交換会を開催する。
合 計	139,848 (国庫 88,305)	

2 子育て・子育て環境づくりの推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 児童福祉総務費 経常経費	1,921	こども未来局の運営経費
② 子育て応援パス ポート事業	6,280 (繰入 4,280)	社会全体で子育て支援の気運を盛り上げるため、企業、地域、行政が一体となって子育て家庭を応援することを目的とし、18歳未満の子どもを持つ世帯に協賛店で各種サービスを受けられるカード(愛称「ファミたんカード」)を交付する。 更なる事業の広がりを目指して、協賛店舗の追加募集、事業の広報を行うことにより、カードの利用促進を図る。
③ 地域の寺子屋 推進事業	3,258 (国庫 3,258)	社会全体で子育てを支援するため、昔ながらの遊びや伝統を子どもたちに伝える「地域の寺子屋」を県内各地で開催し、また、「世代間交流コーディネーター」を設置し、事業の推進を図る。
④ 子育て・子育て 環境づくり総合対 策事業	23,690 (繰入 21,177)	1 福島県子ども・子育て会議設置運営事業 1,751千円 子ども・子育てを取り巻く各分野の団体からの推薦を受けた者や学識経験者、一般県民からの公募により構成する審議会「福島県子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定や施設の許認可などについて、意見を伺う。

事業名	予算額	内容
		<p>2 子ども・子育て支援調査等事業 218千円 子ども・子育て支援や少子化対策について、県内外の新しい情報を収集するとともに、先進事例の調査を行う。</p> <p>3 子ども・子育て支援新制度推進事業 544千円 「子ども・子育て支援新制度」の着実な実施に向け、地域の課題把握や隣接市町村間の連携強化・調整などを図るため、各圏域ごとに子育て支援連絡会議を運営し、情報の共有や地域の実情に沿った課題解決に向けた検討などを行う。</p> <p>4 地域で支える子育て推進事業 21,177千円 (1) 地域で支える子育て推進事業 地域全体で子育てをする機運の一層の推進を図るため、民間団体や市町村から企画提案を公募し、審査・選定の上、事業に要する経費を補助する。 ○補助先 民間団体、市町村 ○補助率 民間団体：4/5、 市町村：3/4 (2) 児童福祉月間の啓発活動に係る事務経費等 (3) WE LOVE 赤ちゃんプロジェクトの推進 日本創生のための将来世代応援知事同盟で賛同した「WE LOVE 赤ちゃんプロジェクト」を推進するため、泣いてもいいよステッカーを作成する。</p>
<p>⑤ チャレンジ ふくしま 豊かな遊び 創造事業</p>	<p>348,497 (国庫 348,497)</p>	<p>1 屋内遊び場確保事業 313,534千円 原発事故により飛散した放射性物質に不安を抱く保護者の方がいることなどから、身近なところでの屋内遊び場整備を支援する。 ○補助先 市町村 ○補助率 2/3</p> <p>2 子どもの冒険ひろば設置支援事業 15,650千円 子どもたちが、自然素材を使い、プレーリーダーや地域の大人が見守る中で、野外空間を活用して、自由な発想でいきいきと遊ぶことができる「冒険ひろば」を設置するほか、未就学児を主な対象とした自然遊びを実施する。</p> <p>3 子どもと青年の異世代交流事業 2,039千円 教育・保育に関心のある学生を参集し、ワークショップやフィールドワークを通じて、本県が抱える子ども分野の課題等を理解し、県有施設を活用して親子向け自然体験イベントの企画・運営を実施させる。</p> <p>4 ふくしまっこ遊び力育成事業 17,274千円 子ども向けイベント及び指導者向け講習会を実施する。</p>
<p>⑥ 安心こども基金 造成事業</p>	<p>145 (財収 145)</p>	<p>安心こども基金の利子積立分の造成を行う。</p>

事業名	予算額	内 容
⑦ 児童福祉施設等給食体制整備事業	203,420 (国庫 203,330) (諸収 90)	児童福祉施設等の給食用食材に対する保護者等の不安を軽減し、給食に関してより一層の安全・安心を確保するため、児童福祉施設等の給食の検査体制の整備を図る。 1 児童養護施設等給食検査体制整備事業 74,525千円 県立施設：賃金、共済費、需用費、委託料 県立以外の施設：需用費、委託料 2 保育所等給食検査体制整備事業 104,994千円 実施主体及び補助先 市町村 補助率 定額 3 障がい児施設等給食検査体制整備事業 23,588千円 県立施設（入所施設）：賃金、共済費、需用費、委託料 県立以外の施設（入所及び通所施設）：需用費、委託料 4 児童福祉施設等給食検査体制整備事業事務経費 313千円
⑧ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	99,920 (国庫 99,920)	子どもの遊び確保と心身の健康相談・援助事業 99,920千円 子どもの運動機会を確保するために開催するイベントや被災児童に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う市町村へ補助を行う。 ○補助率 10/10
⑨ 東日本大震災子ども支援基金造成事業	353 (財収 353)	各種民間団体及び個人からの寄附を原資として積み立てる「福島県東日本大震災子ども支援基金」の造成を行う。
⑩ 東日本大震災子ども支援基金事業	62,980 (繰入 62,980)	東日本大震災により孤児・遺児となった児童の生活及び修学を支援するため、対象者が大学等を卒業するまでの期間、寄附を原資とした基金から定額の給付を行う。
合 計	750,464 (国庫 655,005) (財収 498) (繰入 88,437) (諸収 90)	

3 子どもの未来が貧困に妨げられないための支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① こどもの夢を応援する事業	3,791 (繰入 3,791)	支援を必要とする子どもたちへ、各種支援を効果的に届けるための体制を整備する。 1 こどもの将来応援事業 3,791千円 ・県内各地域におけるネットワークの整備を図る。 ・支援内容や相談窓口等をまとめ、冊子やリーフレットとして配布し、ポータルサイトで公表する。
合 計	3,791 (繰入 3,791)	

4 青少年の健全育成の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 青少年健全育成事務経費	1,891	<p>青少年育成施策の推進を図るための経常経費。</p> <p>1 青少年健全育成審議会の開催 911千円 青少年の健全育成について調査審議するとともに、青少年の健全育成にとって有益な書籍等の推奨や有害図書類の指定等を行う。 審議会の開催 年5回（うち部会3回） 委員 17名</p> <p>2 調査指導事業 191千円 青少年健全育成条例の適正な運用を図るため、有害図書類の購入、有害環境の実態調査及び関係業界に対する指導を行う。 (1) 有害図書類の指定後における書店等の指導 (2) 自動販売機の届出事項の確認調査及び業界指導 (3) 書店、ビデオ店等実態調査及び業界指導</p> <p>3 社会環境調査会の開催 56千円 図書類の有害指定について、青少年健全育成審議会に諮問するための事前調査を行う。 調査会の開催 年3回 調査員 2名</p> <p>4 優良団体等の表彰 118千円 青少年健全育成条例に基づき、青少年又は青少年団体等でその活動が他の模範であるものを表彰し、青少年健全育成の意識の高揚を図る。</p> <p>5 青少年健全育成県民総ぐるみ運動 220千円 青少年の健全育成や非行防止について、より効果的に周知するとともに、青少年を社会全体で育む機運を醸成するため、学校の夏休み期間である7～8月に焦点を合わせ、青少年健全育成県民総ぐるみ運動を展開する。 街頭啓発活動（4市持ち回りで実施）</p> <p>6 内閣府青年国際交流事業事務費 58千円 内閣府が実施する各種の青年国際交流事業に本県青年を派遣するなど、外国青年との交流を通して、相互理解と友好を促進しながら、次代を担う国際性を備えた青年を育成する。</p> <p>7 少年の主張県大会の開催運営 31千円 県青少年育成県民会議と協力し、青少年の意見表明の機会である「少年の主張県大会」を開催する。</p> <p>8 少年センター連携事務費 47千円 県内10市の少年センターで構成する連絡協議会との連携を図る。</p> <p>9 福島県青少年有害環境対策推進連絡会議の開催</p> <p>10 再犯防止推進協議会の開催 234千円 福島県における再犯防止に関する施策を推進するため、関係機関、関係団体等で構成される福島県再犯防止推進協議会を開催する。</p>

事業名	予算額	内容
		11 青少年育成プラン改定 25千円 県の青少年育成関連施策の目標を明確にし、総合的な取組を推進するとともに、青少年の健全な育成を推進するための指針となる青少年育成プランの改定を実施する。
② ひきこもり対策推進事業	30,818 (国庫 15,000)	ひきこもり状態の人やその家族の相談先として「ひきこもり相談支援センター」を設置する。また、ひきこもりの状態にある本人やその家族を支援することを目的として、ひきこもり家族教室を実施する。 1 ひきこもり対策推進事業 22,625千円 ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話相談に応じるとともに、訪問支援も実施する。 2 ひきこもり家族支援事業（経常経費） 707千円 ひきこもり家族教室の実施。 3 ひきこもり支援センター機能強化事業 7,486千円 ひきこもり状態の方やその家族への支援の充実を図るため、人材やノウハウの不足する市町村等へ専門的な助言等を行う。
合計	32,709 (国庫 15,000)	

5 青少年団体等の育成指導

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
一部新 ① 青少年育成県民会議補助金	10,189	青少年の健全な育成を図る県民運動の推進母体である福島県青少年育成県民会議が、円滑に事業を実施するため、事業費の一部を補助する。 1 県民運動推進活性化活動事業 2,842千円 (1) 青少年健全育成推進大会の開催 (2) 家庭の日（毎月第3日曜日）の普及啓発 (3) 青少年団体等の表彰 2 青少年育成専門指導員設置事業 6,825千円 3名の専門指導員の配置 3 少年の主張福島県大会活動事業 44千円 少年の主張大会の開催と報告書作成等 新 4 青少年育成講習会・研修会開催事業 478千円 保護者等大人の意識啓発を図る講習会・研修会を開催（年間15回程度）
② 青少年会館運営費補助金	47,409 (国庫 23,458)	福島県青少年会館の円滑な運営を図るため、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構に対し、運営費の一部を補助する。 1 人件費 21,344千円 副理事長兼青少年会館長、次長、総務課長及び生活指導員 4名分

事業名	予算額	内 容
		2 物件費 26,065千円 青少年会館の施設整備関連工事に係る費用の補助
合 計	57,598 (国庫 23,458)	

○ 子育て支援課担当の事業

1 子育て支援施策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 子どものための教育・保育給付事業	7,777,142 (繰入 124,247) (諸収 13)	市町村が行う特定教育・保育施設及び地域型保育事業への給付費等の支給等に要する費用や、市町村が負担する施設型給付費等の地方単独費用部分に対する費用を支援する。
新 ② 子育てのための施設等利用給付事業	1,073,929	幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設等を利用した子どもの利用料を給付するために要する費用を負担する。
③ 保育所等におけるICT化推進事業	4,400	保育所等における業務の効率化を進め、保育士の事務負担の軽減を図るため、保育所等のICT化を推進する。
④ 地域の子育て支援事業	2,871,227 (国庫 250,542)	地域の子育て支援に取り組む市町村を支援する。 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等を実施する市町村に対して補助を行う。
⑤ 病児保育促進事業	14,188 (県債 12,300)	病児保育事業の実施促進を図るため、病児保育施設の整備、広域利用協定の締結等を支援する。 1 病児保育広域化推進事業 183千円 2 病児保育設置促進事業 233千円 3 病児保育施設整備事業 13,772千円
⑥ ふくしま保育料支援事業	75,503	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育所等や認可外保育施設に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を補助する。
⑦ 認可外保育施設運営支援事業	4,767 (国庫 1,155)	認可外保育施設の運営支援や職員の保育の質の向上を行う。 1 認可外保育施設運営支援事業 2,456千円 認可外保育施設を利用する子どもの健康診断費用や施設の運営費を補助する。 2 認可外保育施設職員研修事業 2,311千円 認可外保育施設職員の保育技術向上のための研修を行う。
⑧ 保育対策総合支援事業	85,979 (国庫 62,132)	地域の実情に応じた保育需要に対応するため、市町村が実施する保育人材の確保、保育施設の改修等に必要な経費の一部を補助する。 1 保育体制強化事業 46,980千円 保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に必要な経費を補助する。 2 保育補助者雇上支援事業 29,492千円 保育士資格を有しない保育補助者の配置に必要な経費を補助する。

事業名	予算額	内 容
		<p>3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 78千円 認可外保育施設に従事する保育従事者等が受診する健康診断に要する経費を補助する。</p> <p>4 放課後居場所緊急対策事業 1,187千円 放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館や公民館等に専門スタッフを配置し、放課後の子どもの居場所を確保するために要する経費を補助する。</p> <p>5 医療的ケア児保育支援モデル事業 8,242千円 医療的ケア児を保育所等で受け入れる市町村に対し、看護師の配置費用等を補助する。</p>
⑨ 保育所等安全対策推進事業	9,195 (国庫 3,562) (諸収 13)	保育所や認定こども園、認可外保育施設での安全対策を推進するため施設職員を対象とした研修を実施するとともに、巡回支援指導員を配置し、認可外保育施設等における事故防止の体制整備を図る。
⑩ ふくしま保育環境向上支援事業	10,918 (繰入 8,325)	<p>保育の質の向上を図るため保育環境の改善を支援する。</p> <p>1 保育所等課題解決支援事業 1,665千円 事業実施主体において課題の解決を行う場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>2 保育所等環境改善巡回指導事業 2,593千円 保育環境の質の向上に取り組む施設に対して、専門家による助言・指導を行い、環境改善に向けた提案を行う。</p> <p>3 保育所等における環境改善事業 6,660千円 専門家による巡回指導を踏まえた提案に基づく環境改善を行う場合、その費用の一部を補助する。</p>
合 計	11,927,248 (国庫 317,391) (繰入 132,572) (諸収 26) (県債 12,300)	

2 子ども・子育て支援施設の整備支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 社会福祉施設整備利子補給事業	499 (繰入 499)	社会福祉法人等が施設整備のための資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた際、償還する利子の一部を補助する。
② 放課後児童クラブ等施設整備事業	36,839 (県債 33,000)	放課後児童クラブを実施する市町村等に対して、施設整備に必要な経費の一部を補助する。
③ 認定こども園施設整備事業	1,049,016 (国庫1,049,016)	<p>認定こども園の整備を行う市町村に対して、その費用の一部を補助する。併せて、幼児教育の質の向上のため社会福祉法人が行う環境整備に要する費用の一部を補助する。</p> <p>1 認定こども園施設整備事業 1,030,674千円</p> <p>2 複合化・多機能化推進事業 5,342千円</p> <p>3 認定こども園環境整備事業 13,000千円</p>

事業名	予算額	内容
④ 教育・保育施設整備事業（安心こども基金）	884,404 (繰入 482,736) (国庫 401,625)	教育・保育施設（認定こども園・保育所）の整備を行う市町村に対して、安心こども基金を活用して費用の一部を補助する。
⑤ 児童福祉施設災害復旧事業	9,979 (国庫 6,600) (県債 3,200)	令和元年台風19号により被災した保育所等の災害復旧事業に要する費用の一部を補助する。
新 ⑥ 放課後児童クラブ施設整備事業（再生加速化）	98,750 (国庫 79,000)	避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するため、放課後児童クラブの整備に係る費用を支援する。
合計	2,079,487 (国庫1,536,241) (繰入 483,235) (県債 36,200)	

3 保育人材の確保・定着

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 保育人材確保対策事業	9,664 (国庫 4,832)	県内保育施設等における保育士の安定的な確保・定着を図るため、「保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士等の就職を支援する。
② 保育の質の向上支援事業	47,234 (国庫 23,614)	<p>保育や子育て支援に携わる者の確保や資質向上を図るため、各種研修事業を実施する。</p> <p>1 子育て支援員研修事業 11,518千円 小規模保育、家庭的保育、一時預かりの担い手となる「子育て支援員」を養成する研修を実施する。</p> <p>2 潜在保育士再就職支援研修事業 550千円 潜在保育士の再就職を支援するため、現場復帰に必要な事前研修や経営者研修を行う。</p> <p>3 放課後児童支援員認定資格研修事業 6,237千円 放課後児童支援員としての有資格者となるための認定資格研修を行う。</p> <p>4 放課後児童支援員等資質向上研修事業 6,510千円 放課後児童クラブの現任の従事者を対象に初任者研修（1年から5年未満を目安）と中堅者研修（5年以上を目安）を実施する。</p> <p>5 保育士等キャリアアップ研修事業 22,419千円 保育士の処遇改善を図るために必要な保育士のキャリアアップ研修を実施する。</p>
③ 保育人材総合対策事業	7,898 (国庫 3,587)	県内保育施設等における保育士の安定的な確保・定着を図るため、育成・確保・定着・再就職支援等に関わる指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関等と相互に連携しながら保育人材の総合的な対策を行う。

事業名	予算額	内 容
		<p>1 保育人材対策連絡会 649千円 県内の指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関等が意見交換を行うための連絡会を開催する。</p> <p>2 保育実習指導者研修事業 1,158千円 保育施設の実習指導者向け研修を行うとともに指定保育士養成施設と保育施設との意見交換の場を設ける。</p> <p>3 養成校における就職説明会（県内） 1,049千円 県内の指定保育士養成施設において、県内保育所等の就職説明会を行う。</p> <p>4 新採用保育士合同研修事業 2,245千円 県内の新採用保育士の合同研修を実施し、保育士の資質向上を図るとともに就労継続を支援する。</p> <p>5 保育士宿舎借り上げ支援事業 720千円 市町村が保育士の宿舎を借り上げる保育事業者に補助する場合、事業者負担分の一部を補助する。</p> <p>6 県外保育士移住促進事業 1,137千円 県外在住の保育士で県内の保育所等に就職を希望する場合、県内の保育所等での実習や就職活動に要した費用に対し補助を行う。</p> <p>7 福島県保育施設等経営者向けセミナー 940千円 保育士の採用情報などを提供する経営者向けセミナーを開催し、保育人材を確保する。</p>
④ 保育士修学資金貸付等事業	13,552	保育士資格取得のための修学資金や潜在保育士の再就職のために必要な経費等の貸付を行う。
一部新 ⑤ 保育士登録事業	6,340 (国庫 365) (手数 5,610)	<p>児童福祉法に基づき、保育士の登録事務を実施する。</p> <p>1 保育士登録事業 5,610千円 保育士資格を有する者から登録申請を受理し、保育士証を交付する。</p> <p>新 2 保育士資格取得に係るオンライン手続化 730千円 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修等を行う。</p>
⑥ 産休等代替職員費補助事業	7,623 (繰入 7,623)	民間の児童福祉施設等の職員が、出産又は傷病のため長期休暇を必要とする場合に、その代替職員の雇用に係る経費の一部を補助する。
新 ⑦ 低年齢児受入対策緊急支援事業	39,500	待機児童の9割を占める0歳～2歳までの低年齢児を預かる保育士を配置する施設に対し、加配に必要な人件費を補助する。
合 計	131,811 (手数 5,610) (国庫 32,398) (繰入 7,623)	

4 母子保健施策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
一部新 ① 公衆衛生総務費 経常経費	1,474 (手数 4) (国庫 85)	母子保健対策を推進するための事業を実施する。 1 母子衛生医療事務経費 226千円 2 受胎調節実地指導員指定証交付事業 4千円 3 新生児聴覚検査体制支援事業 173千円 聴覚障がい早期発見・早期療育が図られるよう、 新生児聴覚検査推進会議の開催や普及啓発を行う。 新 4 子育てポータルサイト運営事業 1,071千円
② 子育て世代包括 支援センター機能 充実事業	6,460 (繰入 6,445)	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う 子育て世代包括支援センターにおいて、支援が必要な家 庭の早期把握・早期支援を行う体制の整備、機能充実を 図るため、市町村が妊婦訪問等を行う際に必要な経費の 一部を補助する。
③ 福島県不妊治療 等体制強化事業	92,542 (国庫 3,210)	福島県立医科大学における不妊治療体制を充実させる とともに、不妊専門相談窓口を設置し、不妊や不育症で 悩む方の相談に対応できる体制を整備し、安心して子ど もを産み、育てられる環境づくりを行う。
④ 妊産婦等支援事 業	803 (国庫 387)	各保健福祉事務所に専用電話を設置し、女性特有の健 康等に関する相談への対応、産科医療機関と連携し、支 援が必要な妊産婦の早期把握などを行う。
⑤ 市町村妊娠出産 包括支援推進事 業	2,168 (国庫 545)	市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目の ない支援を行うため、関係機関との連絡調整会議や研修 を実施する。
⑥ 不妊治療支援事 業	343,963 (国庫 343,963)	不妊に悩む夫婦が不妊治療を受けた場合の経済的負担 の軽減を図るため、特定不妊治療経費の一部を助成する。
⑦ 小児慢性特定 疾病対策事業	121,264 (国庫 59,991) (諸収 6)	慢性疾病に罹患していることにより長期にわたり療養 を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療 法の確立と普及及び患者家族の医療費負担の軽減、患者 家族の相談への対応や関係機関との連絡調整を行う。
⑧ 家庭訪問型子ど も支援事業	1,108	子育て経験者が子育て世帯を家庭訪問して傾聴と育児 支援を行うホームスタート事業を推進するため、これに 携わる支援者の育成、新たな団体の設立に向けた支援を 行う。 1 家庭訪問型の子育て支援団体設立支援事業 748千円 ホームスタート事業に携わる支援者を育成するた めの研修会を実施し、新たな団体の設立に向けた支援を 行う。 2 子どもの心と体の健康に関する講演会 360千円 子ども(主に乳幼児)やその家族、子育て支援者等 を対象に、子どもの心身の健康や子育て等に対する講 演会を実施する。

事業名	予算額	内容
⑨ 産前・産後支援事業	29,605 (国庫 29,605)	安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に電話相談窓口を設置し、子育てや健康に関する相談に対応するとともに、訪問による支援や交流の場を設ける。また、母乳の放射線検査を希望する産婦に対し、検査費用の助成と検査後の相談支援を行う。
⑩ 未熟児等に対する健康支援事業	77,475 (負担 2) (国庫 29)	未熟児、身体障がい児等に対し、医療費の一部負担を行うほか、新生児を対象に先天性代謝異常等検査を行う。 1 未熟児養育医療費支援事業 20,692千円 未熟児（出生体重2,000グラム以下等）で、入院養育の必要な児に対して市町村が行った医療給付に対しその一部を県が負担する。 2 育成医療費支援事業 8,208千円 身体に障がいのある児童のうち、確実に治療効果が期待される児童に対して市町村が行った医療給付に対しその一部を県が負担する。 3 結核児童療育医療費等支援事業 62千円 結核児童の入院時に必要な医療の給付等を行う。 4 先天性代謝異常等検査事業 48,513千円 先天性代謝異常症等の早期発見、早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行う。
⑪ 不育症治療費等支援事業	2,340 (国庫 375)	妊娠はするが、繰り返す流産や死産により赤ちゃんを授けられない不育症に悩む夫婦への支援のため、検査費用及び治療費の一部を補助する。
⑫ 子どもの目を守る健診体制強化事業	3,898 (繰入 3,600)	3歳児健康診査において視覚検査の屈折検査を導入し、治療可能な弱視の見逃しをなくし、早期治療につなげる。 1 3歳児屈折検査モデル事業 3,600千円 屈折検査未実施市町村へ屈折検査機器を貸し出し、屈折検査を実施する。 2 3歳児健康診査視覚検査研修事業 298千円 市町村保健師等を対象に研修会を実施
⑬ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	2,701 (国庫 2,701)	子ども健やか訪問事業 2,701千円 避難生活を余儀なくされている子育て世帯に対して、訪問による相談支援を行う。
⑭ 旧優生保護法一時金請求等支援事業	4,272 (国庫 4,263) (諸収 9)	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき対象者からの請求の受付、医療機関等への調査を行う。 また、これに関連し一時金の支給に関する広報・周知や請求書作成等に係る支援を行う。

事業名	予算額	内容
合計	690,073 (負担 2) (手数 4) (国庫 445,154) (繰入 10,045) (諸収 15)	

5 新型コロナウイルス感染症への対応

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
新 ① 新型コロナウイルス緊急対策事業 (児童福祉施設)	19,500 (国庫 19,500)	認可外保育施設が感染症対策の徹底を図りながら継続的に保育を提供するために必要な経費に対して補助を行う。
新 ② 新型コロナウイルス緊急対策事業 (母子保健)	58,569 (国庫 58,569)	新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、寄り添った支援を行うとともに、妊婦に対する新型コロナウイルス検査費用の補助を行う。
合計	78,069 (国庫 78,069)	

○ 児童家庭課担当の事業

1 児童相談体制の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① こどもを守る地域ネットワーク推進事業	53,830 (国庫 20,446) (繰入 5,910)	<p>支援を必要とする子どもたちへ切れ目ない支援を届けるために地域ネットワークによる連携を推進する。</p> <p>1 子ども家庭総合支援拠点スタートアップ事業 7,026千円 子どもやその家族等からの相談・支援を行う子ども家庭総合支援拠点を設置する市町村に対して研修や専門家の助言を受けるために要する経費等を補助する。</p> <p>(1) 事業内容 ア 専門家による継続的な助言 イ ソーシャルワーク、心理的支援、虐待対応の専門的な研修への職員参加 ウ 先進的自治体視察等</p> <p>(2) 令和3年度設置予定市町村 6市町村</p> <p>(3) 補助率 県10/10</p> <p>2 児童家庭支援センター運営事業 40,894千円 地域の専門的な相談・支援機関である児童家庭支援センターを設置する民間団体に対して運営費を補助する。</p> <p>(1) 事業内容 ア 地域・家庭からの相談対応 イ 市町村等関係機関への支援 ウ 児童相談所からの受託による指導 エ 里親等に対する支援</p> <p>(2) 令和3年度補助対象予定箇所 3箇所</p> <p>(3) 補助率 国1/2、県1/2</p> <p>3 子どもを守ろう！見守りサポーター養成事業 5,910千円</p> <p>(1) 事業内容 児童虐待対策について、一般県民に関する普及啓発や子ども本人に権利意識や虐待から身を守る方法を伝えるため、CAP（子どもへの虐待防止プログラム）を実施する。</p> <p>(2) 委託先 1箇所</p>
② 一時保護所入所児童扶助費	68,535 (国庫 31,142)	児童相談所長が必要と認めた児童を一時保護した場合の一般生活費、医療費等を支弁する。
③ 虐待から子どもを守る総合対策推進事業	30,711 (国庫 14,460) (諸収 14)	<p>児童虐待の防止及び迅速かつ適切な対応を図るため、関係機関との連携、児童相談所の機能・体制強化及び児童相談所職員の専門性の向上を図るとともに、市町村の虐待対応強化のための支援を行う。</p> <p>1 虐待から子どもを守る連絡会議の設置 122千円 児童虐待の防止及び迅速かつ適切な対応を図るため、児童や家庭に関わりを持つ関係機関・団体が情報交換等を行い、連携を強化する。</p>

事業名	予算額	内容
		<p>2 児童虐待ケース対応強化事業 4,356千円 各児童相談所に児童虐待対応専門員（弁護士、精神科医、大学教授等）を配置し、複雑・困難化する事案に適切に対応する。 また、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うため、精神科医によるカウンセリングを実施する。 保護者支援プログラムの資格を取得するために児童相談所職員を各種研修等に参加させる。</p> <p>3 市町村虐待対応強化支援事業 1,705千円 (1) 市町村活動支援 ・ 実施主体：各児童相談所 (2) 市町村要保護児童対策地域協議会支援 ア 市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会 ・ 実施主体 児童家庭課 ・ 実施回数 年2回 イ 要保護児童対策地域協議会調整機関の調整担当者研修 ・ 実施主体 児童家庭課 ・ 実施回数 年1回 (3) 市町村要保護児童対策地域協議会支援専門員の配置 市町村要保護児童対策地域協議会の運営や相談ケース対応について助言・指導を行う専門員を配置し、市町村の相談支援体制の強化を図る。 支援専門員：弁護士、精神科医、大学教授等 (4) 市町村等における虐待防止普及啓発促進事業 市町村における効果的な虐待の防止普及啓発に関する研究を専門機関に委託する。</p> <p>4 児童虐待防止普及啓発事業 800千円 11月の児童虐待防止推進月間に向け、オレンジリボン運動の啓発ツール・グッズを市町村等へ配付し、各地域での普及啓発時に活用する。</p> <p>5 学校等との連携強化事業 11,076千円 教職員や保育従事者等に対する虐待防止や実際の対応に関する研修を行う。 また、児童相談所一時保護所に学習指導協力員を配置し、学校との連携・協力を図り、一時保護所の学習指導体制を強化する。</p> <p>6 未成年後見人報酬等補助事業 4,545千円 親権を行う者がいない児童等について、児童相談所長が家庭裁判所に対して請求し選任された未成年後見人に支払う報酬等の全部又は一部を補助する。</p> <p>7 児童虐待ケース対策研修事業 1,525千円 児童虐待ケース対策の強化を目的とした研修会を実施し、児童相談所職員等の専門性の向上を図る。 また、児童福祉施設職員が資質を向上するための各種研修への参加費用を補助する。</p> <p>8 児童虐待対応相談員配置事業 5,651千円 司法による介入の観点からの対応のノウハウを有する警察官OBを児童虐待対応相談員として配置し、児童虐待対応の体制及び警察との連携を強化する。</p>

事業名	予算額	内容
		9 児童虐待調査委員会 931千円 児童虐待調査委員会を設置し、死亡事例等の検証において委員が調査及び報告書の作成を行うことにより、検証における客観性を確保する。
④ 家庭児童相談室事業経費	7,485 (諸収 18)	児童相談所の各相談室に家庭相談員(3名)を配置し、家庭における人間関係及び児童の養育などの問題について相談指導を行い、児童福祉の向上を図る。
⑤ 児童委員の設置	88,927	1 児童委員の設置 88,675千円 児童福祉法に基づき、児童、妊産婦等の相談に応じる児童委員に対し報償費を支払う。 報償費単価 30,100円 定数 2,946人 2 主任児童委員研修会 252千円 主任児童委員に対する専門的知識・技術の習得を目的とした研修会を実施する(委託事業)。
⑥ 児童相談所費 経常経費	146,888 (国庫 35,585) (諸収 75)	1 児童相談所の管理運営等に係る経費 144,308千円 (1) 市町村・家庭等からの児童に関する様々な問題における相談対応。 (2) 児童及びその家庭における必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定 (3) 児童及び保護者への必要な指導 (4) 児童の一時保護 (5) 児童福祉施設等への入所等の措置 (6) 市町村が実施する1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、より一層精密に診査を行う必要のある児童で発達面に遅れが疑われる児童について精密健診及びその事後指導を実施する。 2 児童福祉法による法定研修の受講及び実施 2,580千円 (1) 児童相談所長研修 (2) 児童福祉司任用後研修 (3) 児童福祉司スーパーバイザー研修 (4) 児童福祉司任用前講習会
⑦ 児童相談所費 行政経費	19,720 (国庫 6,390)	児童相談所において、児童及び保護者等への相談支援・体制の強化及び研修等による児童相談所職員の専門性の向上、関係機関との円滑な情報共有を図ることにより、児童の福祉の増進を図る。 1 児童相談所費行政経費 4,932千円 各児童相談所において、定期・巡回相談会を実施し、専門職員や医師等による心理学的・医学的な相談支援を行うとともに、児童相談所職員の資質の向上を図るため、経験別、職種別、テーマ別の研修を実施する。 2 児童相談所相談・連携体制強化事業 2,908千円 児童相談所において、児童虐待ケース等の進行管理、記録作成、警察等との円滑な情報共有をより適切に行うため、共通入力フォーマットによるデータベース化を行う。

事業名	予算額	内容
		3 児童相談所虐待対応ダイヤル等受付業務委託 11,880千円 児童相談所虐待対応ダイヤルによる夜間・休日の電話相談や、児童虐待に関する通告の対応を外部機関に委託することにより、より適切な初期対応を図る。
一部新 ⑧ 子どもの心のケア事業	139,662 (国庫 139,662)	1 県外へ避難した家庭への心のケア事業 5,345千円 山形県へ避難している被災児童及びその保護者への各種支援事業を業務委託し、継続的かつ安定的な支援を行う。 新 2 子どもの心の支援センター事業 134,317千円 調査研究及びアウトリーチによる支援により、県内の支援者養成、専門的人材の派遣、心の健康の普及啓発等を行い、県外避難者含め、震災により様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している大人をより効果的に支援する。
⑨ 県中児童相談所整備事業	765,841 (国庫 140,273) (繰入 79,000) (県債 520,700)	相談判定機能を担う事務所と一時保護機能を担う一時保護所を一体的に整備することにより、迅速かつ適切な情報の収集・共有を図るとともに、児童の保護に適切な環境を確保する。
合計	1,321,599 (国庫 387,958) (繰入 84,910) (諸収 107) (県債 520,700)	

2 要保護児童等対策の強化

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① こどもの夢を応援する事業	48,675 (国庫 9,740) (繰入 29,194)	児童養護施設等への入所措置を受けていた者で措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の対応に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。 1 こどもの巣立ち見守り事業 17,347千円 (1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成 県内4児童相談所で実施 (2) 生活相談の実施 県内8カ所の児童養護施設で実施(委託事業) 2 未来に進もう！こどもの夢応援事業 29,194千円 高校卒業時に児童養護施設等を退所する児童のうち保護者からの支援を受けられず、大学等へ進学を希望する児童に対して、進学や生活に要する費用の一部を給付金として支給することにより、児童が望む進路選択を支援する。 対象人数 26名予定

事業名	予算額	内容
		3 自立援助ホーム・心のアプローチ事業 2,134千円 児童養護施設退所児童等で離職等を事由として自立援助ホームを利用している児童等に対して、心理面からの自立支援を行うため、自立援助ホームに心理担当職員を配置する（委託事業）。
一部新 ② 児童養護施設等生活環境改善事業	224,311 (国庫 128,353) (繰入 32,760) (県債 54,100)	児童養護施設等の入所児童等の生活向上のため、施設の改修等を行うことにより、施設内の生活環境の改善を図る。 1 施設等緊急整備事業 38,858千円 整備予定施設：県立施設、里親等 2 女性のための相談支援センター設備機能強化事業 5,011千円 老朽化が進んだ厨房機器を更新する。 新 3 次世代育成支援対策施設整備事業 180,442千円 老朽化が進んだ児童養護施設の改築工事を行う事業者に対して補助を行う。
③ 乳児院多機能化推進事業	22,598	指定管理候補者と協力して乳児院の移転改築を進めるとともに、多機能化の実現に向けた検討を行う。
④ 身元保証人確保事業	794 (国庫 396)	施設等を利用又は退所した児童や女性の社会的自立を支援するため、施設長等が保証人となって就職、進学時の身元保証や住宅等賃借時の債務保証を行う場合に、全国社会福祉協議会と施設長等が損害保険契約を締結する際の保証料を県が負担することにより、児童や女性の社会的自立の支援及び施設長等の経済的・精神的負担の軽減を図る。
⑤ 里親総合対策事業	18,705 (国庫 6,341) (繰入 894) (諸収 31)	児童の発達において、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、家庭での養育に欠ける児童を愛情と理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であることから、里親技術の向上、里親に対する経済的支援、里親委託に関する関係機関の連携を実施することにより、里親制度の振興と充実を図る。 1 里親促進事業補助金 894千円 里親制度の普及と振興を図るため、福島県里親連合会が実施する里親賠償責任保険契約等の事業に対して補助する。 2 里親制度等普及促進事業 792千円 (1) 養育里親研修 養育里親希望者に対して、家庭養育の必要な児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得のための研修を行う。 (2) 専門里親研修 児童虐待等により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある児童等のうち、特に家庭養育が必要な児童を受け入れる専門里親として必要な知識や技術の習得のための研修を行う。

事業名	予算額	内容
		<p>ア 認定研修 講義及び演習を（社福）恩賜財団母子愛育会に委託し、実習を児童相談所で実施する。</p> <p>イ 更新研修 児童相談所で実施する。</p> <p>(3) 養子縁組里親研修 養子縁組里親希望者に対して、養子縁組里親として必要な知識や技術の習得のための研修を行う。</p> <p>(4) 里親制度普及促進講習会 里親制度に関心を持つ県民を対象に講習を行う。</p> <p>3 里親トレーニング事業 284千円 子どもが委託されていない里親や委託後の里親に対し、委託された際に直面する様々な事例に対応する研修を行う。</p> <p>4 里親訪問支援等事業 12,677千円 児童相談所に里親コーディネーターを配置し、関係機関の連携・調整を図ることにより、里親委託を推進する。 また、委託後の養育相談や定期的な訪問指導等により養育支援を行う。</p> <p>5 緊急短期委託里親事業 905千円 保護者の疾病、事故等緊急の事由により家庭における養育が困難となった児童や児童虐待により保護が必要な児童等を一時的に里親等に委託し養育する。</p> <p>6 里親委託支度品支給事業 2,500千円 里親に児童の養育を委託した場合に、児童のために買い整える寝具、勉強机等の費用を助成する。</p> <p>7 里親への委託前養育支援事業 653千円 里親が児童との面会・外泊に要する生活費や、マッチングのための旅費を支弁する。</p>
⑥ 児童養護施設等入所児童自立支援事業	6,822 (繰入 5,700)	<p>1 児童養護施設等入所児童自立支援事業 5,700千円 児童養護施設等から退所する児童に対して、就職に必要な普通自動車運転免許取得費用の一部を助成し、児童の社会的自立の支援を図る。 助成額 児童1人につき 300千円以内</p> <p>2 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 1,122千円 児童養護施設等を退所した者のうち、就職や大学等へ進学する者に対し、家賃相当額や生活費の貸付け、就職に必要な資格取得費の貸付けを行う社会福祉法人に対して補助する（返還免除要件あり）。 (1) 家賃相当額（居住地の生活保護制度住宅扶助額を限度） (2) 生活費 月額50千円 (3) 資格取得費の実費（250千円上限）</p>

事業名	予算額	内容
⑦ 措置費市町村分 県費負担金	7,931	<p>福祉事務所を設置する市町村が、母子生活支援施設及び助産施設に保護を必要とする対象者を入所させた場合に要する経費を負担する。</p> <p>1 実施主体 福祉事務所を設置する市町村 (中核市除く)</p> <p>2 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4</p>
⑧ 児童入所施設 (県立施設を除く) 措置費	2,150,772 (負担 8,622) (国庫1,069,782)	<p>児童福祉法の規定に基づき、児童入所施設への入所措置又は里親への委託措置を行った場合に要する経費を負担する。</p> <p>なお、次のような施設機能、体制等に応じて加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設における施設機能強化推進 ・児童養護施設における基幹的職員の配置 ・児童養護施設における被虐待児童に対する心理療法実施 ・小規模なグループによるケアの推進 ・地域小規模児童養護施設の運営 <p>1 児童入所施設(県立施設を除く)措置費 2,131,222千円</p> <p>(1) 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設 8施設 ○ 里親委託児童数 111人 ○ ファミリーホーム 4施設 ○ 自立援助ホーム 2施設 ○ 母子生活支援施設 1施設 ○ 助産施設 5施設 <p>(2) 負担割合 国1/2 県1/2</p> <p>2 医療費審査支払事務委託料 544千円 児童福祉施設及び委託里親等への医療の給付に関する審査及び支払いについて、福島県国民健康保険団体連合会及び福島県社会保険診療報酬支払基金へ委託する。</p> <p>3 心理療法担当職員配置促進事業 900千円 虐待を受けた子ども等に心理療法を行う職員を配置している児童養護施設のうち、国の運営基準に満たないために補助対象とならない施設に必要な経費を補助し、対象となる入所児童への心のケアを強化する。</p> <p>4 児童自立生活援助事業 757千円 大学等に就学中であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者に対し、児童自立生活援助を行うことにより、社会的自立の促進を図る。</p> <p>5 こどもの巣立ち見守り事業 8,629千円 里親等への委託や児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の対応に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつける。</p>

事業名	予算額	内容
		<p>(1) 居住に関する支援 里親、児童養護施設等で実施</p> <p>(2) 生活費の支給 里親、児童養護施設等で実施</p> <p>(3) 負担割合 国1/2 県1/2</p> <p>6 新しい社会的養育ビジョンワーキンググループ 804千円 平成29年8月2日に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」及び福島県社会的養育推進計画に示された課題に対応するため、関係者の意見を聴取し課題の整理等を行うためのワーキンググループを開催する。</p> <p>7 自立援助ホーム体制強化事業 7,916千円 指導員の資格要件を満たすことを目指す者を、補助員として雇い上げることにより、指導員の業務負担を軽減し、離職防止や人材の確保を図る。</p> <p>(1) 事業主体 県 (2) 負担割合 国1/2 県1/2 (3) 対象施設 2か所</p>
<p>⑨ 若松乳児院 管理運営経費</p>	<p>16,352 (負担 450) (国庫 5,528) (諸収 12)</p>	<p>1 若松乳児院管理運営経費 11,185千円 主に2歳未満の養育に欠ける乳幼児を養育することにより、対象児童の福祉の増進を図る。</p> <p>2 夜間保育業務嘱託員設置費 4,986千円 夜間勤務専門の嘱託員を配置し、入所児童の処遇の向上を図る。</p> <p>3 家庭支援専門相談事業経費 37千円 乳児院に家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置し、乳幼児の早期の家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当し、施設内や保護者宅訪問により養育相談・養育指導を行う。</p> <p>4 措置環境適応サポート事業 144千円 乳児院に入所していた幼児が児童養護施設等へ措置変更となる場合に、環境の変化にスムーズに適応できるよう、事前に児童養護施設等への訪問を実施する。</p>
<p>⑩ 若松乳児院費 経常経費</p>	<p>54,117 (国庫 12,890) (諸収 55)</p>	<p>若松乳児院の施設運営等に係る経費</p>
<p>⑪ 福島学園管理 運営経費</p>	<p>33,594 (負担 2,000) (国庫 9,751)</p>	<p>1 福島学園管理運営経費 30,017千円 不良行為をなし、又はなすおそののある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。 定員 50人</p>

事業名	予算額	内容
		2 児童自立支援施設少年野球大会出場経費 3,422千円 野球を通じて困難に打ち勝つ強い精神と協力を養うとともに、健全明朗な心身を育成し、児童福祉の増進を図る。 東北・北海道地区大会（青森県）及び全国大会（愛知県）出場経費 3 学校教育導入準備経費 155千円 学校教育導入に向けた調査・検討を行う。
⑫ 福島学園費 経常経費	42,655 (国庫 8,992) (諸収 27)	福島学園の施設運営等に係る経費
⑬ 福島県いじめ 問題調査委員会の 設置	5,656	いじめによる重大事態に対し、学校等が行った事実調査の結果について、知事が必要と認めた場合に調査を行う。
新 ② 子どもの死因 究明等推進事業	6,527 (国庫 6,527)	予防可能な子どもの死亡を減らすため、複数の機関や専門家が死因調査を行うことで効果的な予防対策を導き出す体制の整備を試行的に実施する。
合計	2,639,509 (負担 11,072) (国庫 1,258,300) (繰入 68,548) (諸収 125) (県債 54,100)	

3 女性福祉の向上

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 配偶者暴力 相談支援センター ネットワーク事業	16,817 (国庫 5,176) (諸収 41)	1 配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業 16,403千円 配偶者暴力相談支援センター(以下「DVセンター」という。)に指定した保健福祉事務所に、相談対応や関係機関との連絡調整等の業務を中心に行う女性相談員を配置する。 2 要保護女子の移送費 55千円 DVセンターの女性相談員等が要保護女子を移送する経費 3 福島県DV対策連携会議開催事業 84千円 深刻で緊急な救済を要するDVについて、民間・警察・行政など関係諸機関が連携して、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について総合的な対応を図るため「福島県ドメスティックバイオレンス対策連携会議」を開催する。

事業名	予算額	内容
		<p>4 市町村職員等研修事業 25千円 DVに関する相談に対応する市町村職員を対象として、DVに関する基礎知識や初期対応等の研修を実施する。</p> <p>5 配偶者暴力被害者等支援調査研究事業 250千円 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルターの先進的な取組を支援するために市町村が実施する事業に対して交付金を交付する。</p>
<p>② 女性のための相談支援センター事業</p>	<p>23,788 (国庫 6,425) (諸収 57)</p>	<p>DV被害者等からの相談や自立に向けた支援を行うことにより、DV被害者等の福祉の増進を図る。</p> <p>1 緊急避難支援事業 82千円 被害者が夜間に保護を求めた場合、遠距離の移動が困難で心身への負担を伴うことから、被害者に宿泊費用等を支給し、心身の負担の軽減を図る。 また、被害者が夜間、緊急に一時保護所に保護を求めた場合、緊急保護室を利用して避難場所を提供する。</p> <p>2 外国人入所者自立支援事業 160千円 日本語が十分に話せない外国人被害者に対応するため、通訳の活用により意思疎通を図り、早期自立を支援する。</p> <p>3 入所児童すこやか保育事業 7,341千円 一時保護所等の入所者の約半分を占める同伴児に対して施設内保育や学習指導などを専門的に行う生活指導補助員を配置する。</p> <p>4 女性センター退所者自立生活支援事業 147千円 一時保護所等を退所した後において、生活相談や支援を希望する者又は必要と認められる者に対して、訪問や電話確認などのケアを継続することで、地域社会で安定した生活の継続を支援する。</p> <p>5 夜間・休日の相談体制充実強化事業 14,900千円 女性のための相談支援センターに女性相談員を配置し、夜間・休日の相談体制の強化を図る。</p> <p>6 DV被害者支援スタッフ養成事業 506千円 DVセンターや市福祉事務所等、DV相談窓口となる職務関係者や、女性のための相談支援センターで被害者支援に協力しているボランティアに対して研修を行い、DV被害者支援体制を強化する。</p> <p>7 女性相談支援専門員の設置 90千円 女性相談員が実施している電話相談等における対応困難なケースについて、福祉、法律、医療等の専門的な知識を有する専門家からアドバイスを受ける。</p> <p>8 入所者の法律相談のための弁護士の配置 88千円 法的困難ケースに対応するため、弁護士による支援体制を構築し、法的対応力の向上を図る。</p>

事業名	予算額	内 容
		9 心のケア促進のための精神科医の配置 340千円 嘱託医として精神科医を配置して被害者の心のケアを行うことにより、早期回復を図る。
		10 婦人保護対策事務経費 134千円
③ 女性のための相談支援センター管理運営費	45,604 (国庫 18,964) (諸収 27)	支援を必要とする女性の相談や保護を行う女性のための相談支援センターの管理運営に係る経費
④ 女性のための相談支援センター入所者扶助費	19,892 (国庫 9,942)	売春防止法及びDV防止法に基づき、一時保護所及び婦人保護施設において、要保護女子を保護する。 定員 一時保護所 20名 婦人保護施設 20名
合 計	106,101 (国庫 40,507) (諸収 125)	

4 ひとり親家庭等の福祉の向上

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① ひとり親家庭相談事業	34,045 (諸収 86)	1 母子・父子自立支援員の設置 各保健福祉事務所等に母子・父子自立支援員14名を配置し、各種相談対応や情報提供等を行うことにより、母子家庭等の福祉の向上を図る。 2 母子・父子福祉協力員の設置 会津保健福祉事務所に母子・父子福祉協力員1名を配置し、母子・父子自立支援員と協力して母子父子寡婦福祉資金償還業務等を行う。
② ひとり親家庭医療費助成事業	172,194	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し健康と福祉の増進を図るため、市町村で実施しているひとり親医療費助成事業に対し、必要な経費の一部を補助する。 1 補助対象経費 各種医療保険適用による自己負担分について、同一受診月毎に1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超える金額。ただし、ひとり親家庭の親の前年の所得額が児童扶養手当一部支給の所得限度額未満、かつ、扶養義務者の所得が所得限度額未満である世帯に限る。 2 補助先 市町村 3 補助率 1/2
③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出金	5,220	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計への繰出金
④ 母子家庭等自立支援総合対策事業	43,379 (国庫 25,869)	ひとり親家庭の自立促進を図るため、就業相談や求人情報の提供、就職に有利な資格取得の支援等を行うとともに、生活一般の相談支援や講習会・交流会を行う。 また、ひとり親の子どもに対する居場所づくりとして、生活習慣の習得支援や学習支援、食事の提供等を実施する市町村に対して補助する。

事業名	予算額	内容
		<p>1 母子家庭等就業・自立支援事業 14,248千円 ひとり親家庭に対して就業相談や求人情報の提供、職業紹介、就業支援セミナー等を行うとともに、自立支援プログラムの策定を行うことにより、ひとり親家庭の自立促進を図る。</p> <p>2 自立支援教育訓練給付金事業 676千円 雇用保険の教育訓練給付の受講資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、予め指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合、訓練受講費用の60%を給付する。 (上限80万円(修学年数最大4年×20万円)) また、雇用保険法の教育訓練給付を受けるひとり親に対して、教育訓練費用の6割相当額との差額(40%相当額)を支給する。</p> <p>3 高等職業訓練促進給付金等事業 19,473千円 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、修業期間の一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。 (1) 高等職業訓練促進給付金 ア 支給期間 修業する全期間で上限4年 イ 対象者 養成機関において1年以上修業し、対象資格取得が見込まれる方 ウ 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士等 エ 支給額 月額100,000円(市町村民税非課税世帯) 70,500円(" 課税世帯) ※ 修学期間の最後の1年間について、給付金を増額する。 市町村民税非課税世帯 月額 140,000円 市町村民税課税世帯 月額 110,500円 (2) 高等職業訓練修了支援給付金 ア 支給時期：修業修了後 イ 支給額：50,000円(市町村民税非課税世帯) 25,000円(" 課税世帯)</p> <p>4 高卒認定試験合格支援事業 150千円 ひとり親家庭の親及び20歳未満の子の学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職につなげていくため、ひとり親世帯の親及び20歳未満の子が高卒認定試験に合格するために講座を受講し修了した時及び高卒認定試験に合格した時に受講費用の一部を支給する。 (上限15万円) (1) 講座修了時 4割支給(上限10万円) (2) 修了から1年以内に試験に合格した場合 2割支給</p>

事業名	予算額	内容
		<p>5 高等職業訓練促進資金貸付事業 1,630千円 高等職業訓練給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付けを行う社会福祉法人に対して補助する。 (1) 入学準備金 500千円以内 (2) 就職準備金 200千円以内</p> <p>6 子どもの生活・学習支援事業 4,581千円 ひとり親家庭の子供が抱える特有の課題に対し、貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭の子どもが集まる居場所づくりとして、悩み相談や基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を行う市町村に対して補助する。 補助先 市町村</p> <p>7 ひとり親家庭等生活支援事業 2,621千円 ひとり親家庭の親等に対して、生活一般の相談支援や食育、家計管理等の講習会の開催及び交流会、情報交換を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。</p>
⑤ ひとり親就業サポート強化事業	7,860 (国庫 3,919) (諸収 19)	ひとり親等の就業支援を行うため、保健福祉事務所の相談窓口就業支援専門員を配置し、相談支援体制の強化を図る。 県中、県南、会津保健福祉事務所 各1名配置
合計	262,698 (国庫 29,788) (諸収 105)	

(特別会計)

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	175,756 (繰入 5,220) (繰越 80,761) (諸収 89,775)	<p>1 貸付金 170,457千円</p> <p>(1) 母子福祉資金貸付金 母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 ア 貸付対象 母子家庭の母又は児童及び父母のいない児童(中核市を除く。) イ 資金の種類 修学資金 外12種</p> <p>(2) 寡婦福祉資金貸付金 寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 ア 貸付対象 寡婦(中核市を除く。) イ 資金の種類 修学資金 外12種</p>

事業名	予算額	内 容
		(3) 父子福祉資金貸付金 父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 ア 貸付対象 父子家庭の父又は児童及び父母のいない児童（中核市を除く。） イ 資金の種類 修学資金 外12種 2 事務費 5,299千円
合 計	175,756 (繰入 5,220) (繰越 80,761) (諸収 89,775)	

5 児童扶養手当制度等の適正な運営

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費	18,069 (国庫 6,895) (諸収 7)	1 児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費 17,514千円 法定受託事務である児童扶養手当・特別児童扶養手当について、受給資格認定等の事務を執行する。 2 児童扶養手当等市町村担当者研修会 13千円 制度の適正な運営を確保するため、市町村事務担当者等を対象とした研修会を開催する。 3 児童扶養手当現況届等審査 408千円 令和3年11月分から翌年10月分における手当の支給額を決定するために、現況届及び所得状況届の審査を行う。 4 児童扶養手当等市町村事務指導監査 100千円 児童扶養手当等の市町村における認定請求や諸届の受理等の事務が適正に実施されるよう、事務指導監査を実施する。 実施予定市町村数 18市町村 5 児童扶養手当等債権督促 34千円 児童扶養手当等の過誤払いによる返納金債権について、その適正な履行を確保するために、債権者の自宅等を訪問する。
② 児童扶養手当給付費	1,294,201 (国庫 431,400)	1 児童扶養手当 1,294,201千円 ひとり親世帯において、父親若しくは母親と生計を同じくしていない児童（18才に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で障がいのある児童）を監護する父親、母親又は養育する者に対して手当を支給する。（父子家庭については、平成22年8月分より支給） なお、県は町村の区域に居住する者のみ認定している。

事業名	予算額	内 容
		(1) 受給者数2,706人 (R3.1.31現在) (2) 手当額 (H31.4月より。物価スライドによる改定) ア 児童1人の場合 ・ 全部支給：月額43,160円 ・ 一部支給：所得に応じて10,180円から43,150円までの10円刻みの額 イ 児童2人目の加算額 ・ 全部支給：月額10,190円 ・ 一部支給：所得に応じて5,100円から10,180円までの10円刻みの額 ウ 児童3人目以降の加算額 ・ 全部支給：月額6,110円 ・ 一部支給：所得に応じて3,060円から6,100円までの10円刻みの額 (3) 支給月 1月,3月,5月,7月,9月,11月(年6回) 2 特別児童扶養手当(国支給) 20歳未満で身体又は精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または養育する者に対して手当を支給する。(手当は全額国庫負担なので県予算に計上はない。) (1) 受給資格者数6,298人 (R3.1.31現在) (2) 手当額 (R2.4月より) 物価スライドによる改定 1級：52,500円/月 2級：34,970円/月 (3) 支給月 4月、8月、11月
合 計	1,312,270 (国庫 438,295) (諸収 7)	

6 子育て世帯の経済的支援及び安心して子育てできる環境づくりの推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 子どもの医療費助成事業	4,354,658	子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりを推進するため、市町村が実施する子ども医療費助成事業に対し、必要な経費の一部を補助する。 1 乳幼児医療費助成事業 732,760千円 (1) 対象者 乳幼児(0歳児～就学前児童) (2) 所得制限 児童手当の限度額による (3) 一部負担金 1,000円/レセプト (4) 補助率 1/2 (5) 補助先 市町村 2 子どもの医療費助成事業 3,542,125千円 (1) 対象者 小学校4年生から18歳に達する日の以降の最初の3月31日までにある者 (2) 所得制限 なし (3) 一部負担金 なし (4) 補助率 10/10 (5) 補助先 市町村

事業名	予算額	内容
		3 子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業 (国民健康保険課所管) 79,773千円
② 児童手当県負担金	4,067,043	0歳から中学校修了までの児童(県負担金対象児童)を養育している者へ児童手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援する。 1 児童手当県負担金 4,066,828千円 (令和3年2月～令和4年1月分) (1) 支給月額 ア 3歳未満、3歳～小学生(第3子以降) 15,000円 イ 3歳～小学生(第1子・第2子) 10,000円 ウ 中学生 10,000円 エ 所得制限世帯への措置分 5,000円 (2) 費用区分及び負担率 ア 3歳未満(被用者) 4/45 イ 上記以外(被用者及び非被用者) 1/6 2 児童手当事務指導監査 97千円 市町村に対する児童手当事務指導監査を実施する。 3 個人情報に係る郵送費 118千円
合計	8,421,701	

7 障がいのある子どもやその家族が安心して暮らすための支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 障がい児(者)地域療育等支援事業	33,446 (国庫 16,366)	1 障がい児等療育支援事業 714千円 地域の医師、理学療法士等の療育の専門家を活用することにより、地域における専門的な相談療育支援体制を確保する。 委託先 社会福祉法人 2 障がい児(者)専門相談支援事業 32,732千円 相談支援アドバイザーを各圏域に配置し、市町村の相談支援体制整備への助言・指導等の二次支援を行うとともに、高度な専門性を必要とする相談への直接支援を行う。 委託先 社会福祉法人
② 広域的支援事業	1,853 (国庫 728)	障がい児が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、市町村単位を越えて広域的な支援を行い、身近な地域における相談支援体制の整備に向けた支援を行う。 (1) 県自立支援協議会子ども部会の開催 (2) 医療的ケア児支援に関する協議の場の運営 (3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施

事業名	予算額	内 容
③ 児童措置費	2,401,763 (負担 5,052) (国庫 434,269)	<p>1 児童措置費 518,849千円 児童福祉法に基づく措置により、障がい児施設に入所する児童に係る生活費、施設管理運営費を支弁する(県立県営施設を除く)。</p> <p>2 障がい児施設給付費等 354,142千円 障がい児施設を契約により利用する児童の保護者に対し、施設利用に係る入所給付費を支給する。</p> <p>3 障がい児通所給付費等 1,473,210千円 児童福祉法に基づく障がい児通所支援に係る費用を負担する。</p> <p>4 障がい児相談支援給付費等 53,287千円 児童福祉法に基づく障がい児相談支援に要する費用を負担する。</p> <p>5 障がい児施設給付費システム等管理事務 1,289千円</p> <p>6 療育手帳交付システム管理事務 986千円</p>
④ 大笹生学園 運営費	88,970 (負担 268) (使用 2,690) (国庫 21,137) (諸収 2,630)	大笹生学園管理運営に係る経費 定員 45人 入所支援 40人 短期入所 5人 日中一時支援 空床利用
⑤ 総合療育センター施設運営費	277,836 (負担 185) (使用 137,063) (手数 9,244) (国庫 28,520) (繰入 76,000) (諸収 1,115)	総合療育センター管理運営に係る経費 定員 100人 入所支援 80人 通所支援 20人 短期入所 空床利用 日中一時支援 空床利用 相談支援
⑥ 総合療育センター費経常経費	159,850 (使用 88,630) (国庫 8,053) (財収 745) (諸収 43)	総合療育センターに係る経常経費
⑦ 県立障がい児入所施設等施設維持事業	27,197 (国庫 20,928) (繰入 6,268)	県立障がい児入所施設における入所児童の安全確保及び利便性向上のため、老朽化した施設の補修や備品の更新等を行う。
合 計	2,990,915 (負担 5,505) (使用 228,383) (手数 9,244) (財収 745) (国庫 530,001) (繰入 82,268) (諸収 3,788)	

8 発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
<p>① 発達障がい者支援体制整備事業</p>	<p>9,785 (国庫 4,888)</p>	<p>1 発達障がい相談支援推進事業 4,311千円 各地域に発達障がい地域支援マネージャーを配置し、地域における適切な相談支援を行う体制整備を推進する。 委託先：3法人</p> <p>2 発達障がい者支援センター連絡協議会 408千円 発達障がい児・者のライフステージに応じた支援体制整備を行うため、各地域の支援の実態把握や関係機関の連携等について検討する。 開催回数 2回</p> <p>3 発達障がい児支援者スキルアップ事業 895千円 発達障がい児とその保護者が、地域で安心して生活や子育てができるよう、直接的な住民サービスを担う市町村及び保育所・幼稚園職員、障害児通所支援事業所等の職員等による発達障がい児の早期発見、早期支援及び地域での支援体制の構築を図るため、研修会を充実させることにより専門能力の向上を図る。 (1) 方部別研修会 ア 開催回数：2回×6保健福祉事務所 イ 内容：事例検討、スクリーニング手法及び支援方法等の実務研修 (2) 研修会への講師派遣 市町村・保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所等で発達障がい児支援等に関する研修会を実施する際に講師を派遣する。 (3) リーフレットの作成 ・ 作成部数 10,000部 ・ 配布先 各市町村</p> <p>4 かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業 469千円 医療従事者に対して対応力向上研修を実施することにより、どの地域においても一定水準の発達障がい者診療・対応を可能とし、発達障がいの早期発見・早期支援の推進を図る。</p> <p>5 ペアレント・プログラム 3,702千円 発達障がいの子どもの持つ保護者が、子どもの特性や適切な関わり方を学ぶことにより不安や悩みを軽減し、子どもの育ちにプラスの効果をもたらすことを目的とする。</p>
<p>② 発達障がい者支援センター運営事業</p>	<p>14,007 (国庫 6,992) (諸収 18)</p>	<p>発達障がい者支援の拠点として、発達障がいの診断、専門的な相談支援、発達支援、関係機関の研修・調整、発達障がいの広報啓発等を行う発達障がい者支援センターの運営経費。</p>
<p>合計</p>	<p>23,792 (国庫 11,880) (諸収 18)</p>	

9 障がい児の地域での生活支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 身体障がい児者補装具費給付事業	2,238	軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な発達を確保することを目的として、補聴器購入費用及び修理費用の助成を行う市町村に対し、その費用の一部を補助する。 ○補助率：県1/3
② 社会福祉施設整備利子補給事業	310 (繰入 310)	社会福祉施設整備を支援、促進するために設置主体の自己負担金のうち、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子の一部を補助し設置主体の負担軽減を図る。 (中核市除く) 補助基準額 当該年度に支払う利子償還額 補助割合 「1/2」又は「2.5%/借入利率」のいずれか低い方。ただし、平成16年度以前整備分については10/10(利率上限2.5%)。
③ 社会福祉施設整備事業	328 (国庫 218)	防犯対策等の強化を図る社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を補助する。 補助率：国1/2、県1/4
合 計	2,876 (国庫 218) (繰入 310)	

10 新型コロナウイルス感染症への対応

事業名	予算額	内 容
新 ① 新型コロナウィルス緊急対策事業 (児童養護施設)	82,335 (国庫 82,335)	児童養護施設等が感染症対策として行う個室化整備に要する経費や、感染対策を徹底した上でサービス提供のために必要となるかかり増し経費等を補助する。
一部新 ② 新型コロナウィルス緊急対策事業 (児童相談所)	14,538 (国庫 14,538)	1 新型コロナウィルス緊急対策事業(一時保護) 5,333千円 児童相談所が濃厚接触児童を適切に一時保護するための経費 新 2 感染症対策支援事業 9,205千円 県立施設が感染症対策を徹底した上でサービス提供を行うための経費
新 ③ 新型コロナウィルス緊急対策事業 (障がい児施設)	76,667 (国庫 76,667)	障がい福祉サービス等提供体制継続支援事業 感染症対策を徹底しながら障がい福祉サービスの提供を継続する施設等に対して、感染症対策など環境整備に要したかかり増し経費を助成する。 補助率：国10/10
合 計	173,540 (国庫 173,540)	

(3) 事業費

こども未来局

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
青少年女性対策費	90,307	38,458		51,849	—
青少年育成県民会議事業費(020-110)	10,189			10,189	—
(一部新)青少年育成県民会議事業費補助金	10,189			10,189	P179 こ5①
青少年会館運営費(020-120)	47,409	23,458		23,951	—
青少年会館運営費補助金	47,409	23,458		23,951	P179 こ5②
青少年健全費(020-180)	1,891			1,891	—
青少年健全育成事務経費	1,891			1,891	P178 こ4①
ひきこもり対策費(020-190)	30,818	15,000		15,818	—
ひきこもり対策推進事業	30,818	15,000		15,818	P179 こ4②
社会福祉総務費	106,101	40,507	125	65,469	—
女性保護対策費(061-090)	40,605	11,601	98	28,906	—
配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業	16,817	5,176	41	11,600	P196 児3①
女性のための相談支援センター事業	23,788	6,425	57	17,306	P197 児3②
女性のための相談支援センター費(061-100)	65,496	28,906	27	36,563	—
女性のための相談支援センター管理運営費	45,604	18,964	27	26,613	P198 児3③
女性のための相談支援センター入所者扶助費	19,892	9,942		9,950	P198 児3④
障がい福祉総務費	61,329	28,974	18	32,337	—
県地域生活支援事業費(062-122)	59,091	28,974	18	30,099	—
発達障がい者支援センター運営事業	14,007	6,992	18	6,997	P205 児8②
発達障がい者支援体制整備事業	9,785	4,888		4,897	P205 児8①
障がい児(者)地域療育等支援事業	33,446	16,366		17,080	P203 児7①
広域的支援事業	1,853	728		1,125	P203 児7②
障がい者総合支援関連費(062-141)	2,238			2,238	—
身体障がい児者補装具費給付事業	2,238			2,238	P206 児9①
社会福祉施設費	1,137,957	386,645	693,637	57,675	—
社会福祉施設整備費(068-034)	1,110,122	365,499	687,059	57,564	—
社会福祉施設整備利子補給事業	499		499		P182 子2①
(一部新)児童養護施設等生活環境改善事業	224,311	128,353	86,860	9,098	P192 児2②
県中児童相談所整備事業	765,841	140,273	599,700	25,868	P191 児1⑨
乳児院多機能化推進事業	22,598			22,598	P192 児2③
(新)新型コロナウイルス緊急対策事業(児童養護施設) *	82,335	82,335			P206 児10①
(一部新)新型コロナウイルス緊急対策事業(児童相談所) *	14,538	14,538			P206 児10②
社会福祉施設整備費(068-036)	27,835	21,146	6,578	111	—
社会福祉施設整備事業	328	218		110	P206 児9③
社会福祉施設整備利子補給事業	310		310		P206 児9②
県立障がい児入所施設等施設維持事業	27,197	20,928	6,268	1	P204 児7⑦
児童福祉総務費	15,687,919	2,916,240	808,519	11,963,160	—
児童福祉総務費(072-020)	115,499	37,323	39,040	39,136	—
児童福祉総務費経常経費	1,921			1,921	P175 こ2①
安心こども基金造成事業	145		145		P176 こ2⑥
児童福祉関係統計調査事業	610	610			
こどもの夢を応援する事業	52,466	9,740	32,985	9,741	P177 児3① P191 児2①
こどもを守る地域ネットワーク推進事業	53,830	20,446	5,910	27,474	P188 児1①
(新)子どもの死因究明等推進事業	6,527	6,527			P196 児2⑭
児童福祉活動費(072-030)	94,583			94,583	—
児童委員の設置	88,927			88,927	P190 児1⑤
福島県いじめ問題調査委員会の設置	5,656			5,656	P196 児2⑬

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
措置児童援護費(072-050)	7,616	396	5,700	1,520	—
児童養護施設等入所児童自立支援事業	6,822		5,700	1,122	P193 児2⑥
身元保証人確保事業	794	396		398	P192 児2④
児童相談所費(072-090)	284,559	93,918	1,014	189,627	—
一時保護所入所児童扶助費	68,535	31,142		37,393	P188 児1②
虐待から子どもを守る総合対策推進事業	30,711	14,460	14	16,237	P188 児1③
児童相談所費経常経費	146,888	35,585	75	111,228	P190 児1⑥
里親総合対策事業	18,705	6,341	925	11,439	P192 児2⑤
児童相談所費行政経費	19,720	6,390		13,330	P190 児1⑦
家庭児童相談室費(072-100)	7,485		18	7,467	—
家庭児童相談室事業経費	7,485		18	7,467	P190 児1④
少子化対策推進費(072-130)	173,076	91,563	25,457	56,056	—
子育て・子育て環境づくり総合対策事業	23,690		21,177	2,513	P175 子2④
子育て応援パスポート事業	6,280		4,280	2,000	P175 子2②
地域の寺子屋推進事業	3,258	3,258			P175 子2③
(新)結婚・子育て応援事業	139,848	88,305		51,543	P175 子1①
子育て支援費(072-141,142,143,144,145)	11,946,748	336,891	144,898	11,464,959	—
子どものための教育・保育給付事業	7,777,142		124,260	7,652,882	P181 子1①
保育所等におけるICT化推進事業	4,400			4,400	P181 子1③
(新)子育てのための施設等利用給付事業	1,073,929			1,073,929	P181 子1②
地域の子育て支援事業	2,871,227	250,542		2,620,685	P181 子1④
病児保育促進事業	14,188		12,300	1,888	P181 子1⑤
ふくしま保育料支援事業	75,503			75,503	P181 子1⑥
認可外保育施設運営支援事業	4,767	1,155		3,612	P181 子1⑦
保育対策総合支援事業	85,979	62,132		23,847	P181 子1⑧
保育所等安全対策推進事業	9,195	3,562	13	5,620	P182 子1⑨
ふくしま保育環境向上支援事業	10,918		8,325	2,593	P182 子1⑩
(新)新型コロナウイルス緊急対策事業(児童福祉施設) *	19,500	19,500			P187 子5①
子ども・子育て支援施設整備費(072-151,152,153)	2,069,009	1,529,641	515,736	23,632	—
放課後児童クラブ等施設整備事業	36,839		33,000	3,839	P182 子2②
(新)放課後児童クラブ施設整備事業(再生加速化)	98,750	79,000		19,750	P183 子2⑥
認定こども園施設整備事業	1,049,016	1,049,016			P182 子2③
教育・保育施設整備事業(安心こども基金)	884,404	401,625	482,736	43	P183 子2④
保育人材対策費(072-161,162,163,164,165,166)	131,811	32,398	13,233	86,180	—
(新)低年齢児受入対策緊急支援事業	39,500			39,500	P184 子3⑦
保育人材確保対策事業	9,664	4,832		4,832	P183 子3①
保育の質の向上支援事業	47,234	23,614		23,620	P183 子3②
保育人材総合対策事業	7,898	3,587		4,311	P183 子3③
保育士修学資金貸付等事業	13,552			13,552	P184 子3④
(一部新)保育士登録事業	6,340	365	5,610	365	P184 子3⑤
産休等代替職員費補助事業	7,623		7,623		P184 子3⑥
児童福祉復興費(072-170)	857,533	794,110	63,423		—
東日本大震災子ども支援基金造成事業	353		353		P177 子2⑨
東日本大震災子ども支援基金事業	62,980		62,980		P177 子2⑩
児童福祉施設等給食体制整備事業	203,420	203,330	90		P177 子2⑦
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	102,621	102,621			P177 子2⑧ P186 子4⑬

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
チャレンジふくしま豊かな遊び創造事業	348,497	348,497			P176 子2⑤
(一部新) 子どもの心のケア事業	139,662	139,662			P191 児1⑧
児童措置費	8,704,176	1,580,718	13,674	7,109,784	—
児童措置費(073-011)	2,478,430	510,936	5,052	1,962,442	—
児童措置費	2,401,763	434,269	5,052	1,962,442	P204 児7③
(新) 新型コロナウイルス緊急対策事業(障がい児施設) *	76,667	76,667			P206 児10③
児童措置費(073-012)	2,158,703	1,069,782	8,622	1,080,299	—
措置費市町村分県費負担金	7,931			7,931	P194 児2⑦
児童入所施設(県立施設を除く)措置費	2,150,772	1,069,782	8,622	1,072,368	P194 児2⑧
児童手当(073-020)	4,067,043			4,067,043	—
児童手当県負担金	4,067,043			4,067,043	P203 児6②
母子福祉費	5,929,626	468,083	112	5,461,431	—
母子福祉対策費(074-010)	262,698	29,788	105	232,805	—
ひとり親家庭相談事業	34,045		86	33,959	P198 児4①
ひとり親家庭医療費助成事業	172,194			172,194	P198 児4②
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出金	5,220			5,220	P198 児4③
母子家庭等自立支援総合対策事業	43,379	25,869		17,510	P198 児4④
ひとり親就業サポート強化事業	7,860	3,919	19	3,922	P200 児4⑤
児童扶養手当費(074-020)	1,312,270	438,295	7	873,968	—
児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費	18,069	6,895	7	11,167	P201 児5①
児童扶養手当給付費	1,294,201	431,400		862,801	P201 児5②
乳幼児医療助成費(074-030)	4,354,658			4,354,658	—
子どもの医療費助成事業	4,354,658			4,354,658	P202 児6①
児童福祉施設費	673,374	94,871	321,157	257,346	—
大笹生学園費(075-020)	88,970	21,137	5,588	62,245	—
大笹生学園運営費	88,970	21,137	5,588	62,245	P204 児7④
総合療育センター費(075-030)	437,686	36,573	313,025	88,088	—
総合療育センター施設運営費	277,836	28,520	223,607	25,709	P204 児7⑤
総合療育センター費経常経費	159,850	8,053	89,418	62,379	P204 児7⑥
若松乳児院費(075-060)	70,469	18,418	517	51,534	—
若松乳児院管理運営経費	16,352	5,528	462	10,362	P195 児2⑨
若松乳児院費経常経費	54,117	12,890	55	41,172	P195 児2⑩
福島学園費(075-070)	76,249	18,743	2,027	55,479	—
福島学園管理運営経費	33,594	9,751	2,000	21,843	P195 児2⑪
福島学園費経常経費	42,655	8,992	27	33,636	P196 児2⑫
公衆衛生総務費(091-003)	745,941	501,022	10,066	234,853	—
母子保健費(091-121,122,123,124,125,126)	745,941	501,022	10,066	234,853	—
(一部新) 公衆衛生総務費経常経費(経常行政経費)	1,474	85	4	1,385	P185 子4①
旧優生保護法一時金請求等支援事業	4,272	4,263	9		P186 子4⑭
妊産婦等支援事業	803	387		416	P185 子4④
市町村妊娠出産包括支援推進事業	2,168	545		1,623	P185 子4⑤
不妊治療支援事業	343,963	343,963			P185 子4⑥
子育て世代包括支援センター機能充実事業	6,460		6,445	15	P185 子4②
福島県不妊治療等体制強化事業	92,542	3,210		89,332	P185 子4③
(新) 新型コロナウイルス緊急対策事業(母子保健) *	58,569	58,569			P187 子5②
小児慢性特定疾病対策事業	121,264	59,991	6	61,267	P185 子4⑦
家庭訪問型子ども支援事業	1,108			1,108	P185 子4⑧

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
産前・産後支援事業	29,605	29,605			P186 子4⑨
未熟児等に対する健康支援事業	77,475	29	2	77,444	P186 子4⑩
不育症治療費等支援事業	2,340	375		1,965	P186 子4⑪
子どもの目を守る健診体制強化事業	3,898		3,600	298	P186 子4⑫
社会福祉施設災害復旧費	9,979	6,600	3,200	179	—
児童福祉施設災害復旧事業費(355-020)	9,979	6,600	3,200	179	—
児童福祉施設災害復旧事業	9,979	6,600	3,200	179	P183 子2⑤
計	33,146,709	6,062,118	1,850,508	25,234,083	

○母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	175,756		175,756		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	175,756		175,756		P200 児4(特会)

※「*」は、新型コロナウイルス感染症対策関連の事業。